

2012 (平成24) 年9月25日

〒733-0842

広島市西区井口1丁目3番20号  
株式会社 早稲田自動車学園  
代表取締役 早稲田 豊穂 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長

吉 富 啓 一 郎

(事務所所在地)

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル3F  
TEL(082)962-6181 FAX(082)962-6182

(担当連絡先)

〒730-0013

広島市中区八丁堀5番22号 メゾン京口門202号  
法律事務所八丁堀法律センター  
TEL082-227-6501 FAX082-211-2822  
担当理事 (弁護士) 山 田 延 廣

## 消費者契約法41条1項に基づく請求書

### 第1、はじめに

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、行政書士らで構成し、2008年1月29日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

後記事情から、当法人は、本請求書において、貴学園に対し、消費者契約法41条1項に基づき後記「請求の趣旨」記載の行為を求めます。

なお本書面が到達したときから1週間を経過した後は、貴学園に対し、消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意下さい。また貴学園からの回答の有無及び内容は、公表する可能性があることを申し添えます。

### 第2、請求の趣旨

1 貴学園が消費者との間で、「23才まで限定コース」及び「特約コース」の自動車教習契約を締結するにあたり、「基本教習時限数から技能教習時限

を引いた残回数限定コース料金あるいは特約コース料の半分を返金する」旨の条項を含む契約を締結しないこと。

2 上記第2-1記載の条項が記載された契約書等取引書類を廃棄すること。

3 上記第2-1記載の内容につき、従業員らに周知させ、第2-1記載の内容の意思表示を行わないように指示すること。

### 第3、紛争の要点

1、中途解約の違約金条項が消費者契約法9条1号に違反すること

貴学園の「23才までの限定コース」及び「特約コース」に関する規定や取引書類では、基本教習時限数以下の解約では基本教習時限数から技能教習時限を引いた残回数限定コース料あるいは特約コース料の半分を返金するとされています。

消費者契約法9条1号は、契約解除の事由、時期等の区分に応じて同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超える違約金の定めを無効としています。

ところが貴学園は、契約解除の事由、時期にかかわらず、一定額の違約金条項を定めており、これは契約解除の事由、時期によっては消費者契約法9条1号に違反して平均的損害額を超える違約金を定めることとなり、その定めは無効となります。

2、これまでの経緯

当法人は、貴学園に対し、2012年（平成24年）1月24日付申入書により教習料の払戻しの扱いに関し消費者契約法9条1項に反するため見直しや改善を行うことを申し入れました。これに対して貴学園は同年2月29日付回答書において是正措置を講ずる旨回答されました。

しかし、上記是正内容は、次のとおり、解約時の精算方法が一義的に明確ではなく、かつ違約金の根拠についても疑問が残る不十分なものでした。

まず、貴学園は「23才までの限定コース」及び「特約コース」に関する規定や取引書類において、基本教習時限数以下の解約では基本教習時限数から技能教習時限を引いた残回数限定コース料あるいは特約コース料の半分を返金するとされています。しかし、平均的損害はすでに予約している乗車による教習分のキャンセルについてしか観念できないはずであり、かつ予約している教習分についても予約日時とキャンセル時の時間的間隔を度外視して平均的損害は観念できません。また、解約する段階に応じて平均的損害は異なるはずであり、例えば1回目の解約と20回目の解約で同じ未消化部分の半額の損害が生じるとすることは合理性がありません。学科等乗車以外の教習の取扱いも考慮されていないことも問題です。さらに、貴学園の「23才まで限定コースのご

案内」においてはそもそも基本教習時限数に満たない段階での解約の際の返金について明示されておらず、「特約コースのご案内」においてはその旨の明示はされているものの残回数に応じた返金額（あるいは消費者が返金額を容易に計算できる説明）が明記されず、かつ学科等の扱いが明記されていない等の問題点も存在します。

貴学園からの回答には上記のような問題があったため、同年5月14日付要請書でこの点につき説明いただくとともに当法人の是正申入れの趣旨をご理解いただくことを目的として、貴学園と当法人担当者との面談を要請しました。その後も、貴学園からの問題点を具体的に明らかにするよう求める同月28日付回答に応じて、7月20日付申入書において具体的な問題点につきご指摘した上、再度面談を要請しております。

しかし、当法人の再度の面談要請に対し、未だ貴学園から何らの回答もなされていません。貴学園の解約時の取扱いには上記のような問題点が存在する以上、それらの点が是正されない限りは、今後も貴学園と消費者との間で消費者契約法9条1号所定の平均的損害を超える違約金条項を含む契約が締結されるおそれが認められます。

そのため、当法人は、貴学園に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の趣旨記載の差止請求をする必要があると判断しました。

#### 第4、結論及び訴えを提起する予定の裁判所

以上の理由から、当法人は、本書面において、前記請求の趣旨記載の差止を求めるとともに、消費者契約法41条1項に基づき、本書面到達後1週間経過した後に広島地方裁判所に対し貴学園を被告として契約条項の差止を求める訴訟を提起することを併せて通知します。

以 上